

省エネ適合性判定の提出先	用 途	計算方法等	ご提出先
	戸建住宅	－	各事務所・支所 ※WEB申請の場合、申請先は以下の通りです。 ・中部事務所（静岡市） ・西部事務所（浜松市） ・袋井支所（袋井市） ・東部事務所（沼津市） ・富士支所（富士市） ・甲府事務所（山梨県）
	併用住宅	非住宅部分の計算方法がモデル建物法（小規模版）	
	併用住宅	非住宅部分の計算方法が標準入力法、モデル建物法（通常版）	省エネ課 ※WEB申請の場合は、「本所」を選択してください。
	複合建築物	－	
	非住宅	モデル建物法（小規模版）を含む全ての計算方法	評価業務課 ※WEB申請の場合は、「本所」を選択してください。
	戸建住宅	コース2（※）で申請をする場合	
	共同住宅	－	

軽微変更ルートC、計画変更の場合は、適判時に申請した部署にご提出ください。
※コース2…省エネ適合性判定と設計住宅性能評価等を併せて同一機関に申請をし、省エネ適合性判定に必要な書類の大半を省略（審査、添付図書の合理化）することをいいます。



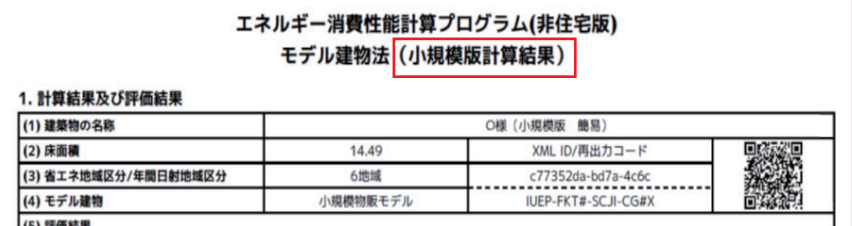
こんなときは…

併用住宅を「各事務所・支所」又は「省エネ課」どちらに提出するのかわからない・・・初めて省エネ計算に触れる方や、計算会社に委託をされていて非住宅の計算方法を把握されていない方もあるかと思います。併用住宅の場合で非住宅部分の計算書1ページ目を確認して、「小規模版計算結果」と記載があれば、提出先は「各事務所支所」となります。それ以外（標準入力法・モデル建物法（通常版））の計算方法は「省エネ課」に御提出ください。

Point!



非住宅モデル建物法 計算書1ページ目





開催予告 定期報告業務講習会を開催します

本年度も、定期報告制度のより一層の普及・啓発や報告率の向上等に向け、県内特定行政庁と協力して実施している講習会を開催する予定です。（6月～7月頃 web方式を予定。）法改正等の情報を含む行政庁からの情報提供もありますので、皆様の定期報告業務にご活用いただくため、是非ご参加ください。
なお、受講申し込みの方法等の詳細は準備ができ次第ホームページ等でお知らせいたします。



春眠暁を覚えずで布団から出たくありませんね。皆さんはシエスタをご存じでしょうか？シエスタはスペイン語圏で社会習慣化されているもので主に午後のお昼寝や長いお昼休憩のことを指します。スペインでは廃止の傾向があるようですが、日本では会社の制度として取り入れるようになった企業も多くあるようです。午後に睡眠や休憩をとることによって脳が活性化し、生産性が向上するのだとか。いつか会社でも堂々と布団を敷いてお昼寝が出来る日を、ひそかに夢見ております。



まちセンNEWSLETTER

まちセンに関する最新の話題や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。
2025 年 4 月発行

2025
spring
vol. 24

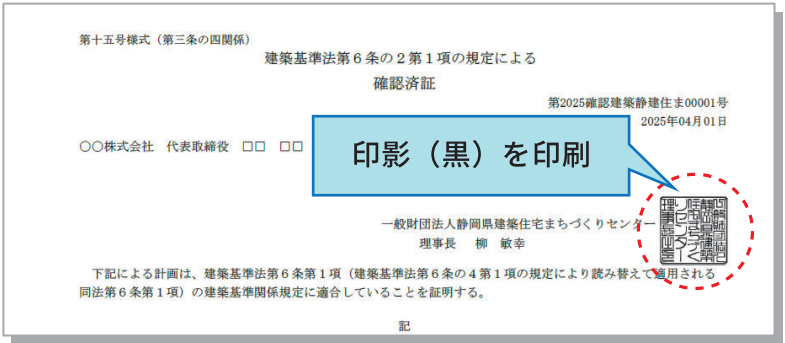
確認済証等の押印廃止及び電子交付について

2024年12月27日に公布された建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省第111号）により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。（2025年4月1日施行）
本省令に基づき、当センターでは以下のとおり、施行日以降に交付する各種様式への押印を廃止し、印影を印刷いたします。
また、これに関連して電子申請における確認済証等の電子交付が可能となります。
受取りタイムラグ短縮・原本紛失防止のため電子交付をぜひご利用ください。



● 押印廃止

開始日	2025年4月1日交付分より
対象業務	・建築確認・検査 ・住宅性能評価 ・長期使用構造等確認 ・省エネ適合性判定 ・BELS評価



省エネ適合性判定のお問い合わせ先

2025年4月からの法改正に伴い、当センターの省エネ適合性判定業務において、申請種別ごとに問い合わせ先や、提出先が分かりますのでお知らせいたします。 << 提出先は裏面をご覧ください >>

省エネ適合性判定のお問い合わせ先	質問内容	お問い合わせ先
	・戸建住宅、併用住宅の申請に関すること（省エネ適判の要否等） ・住宅部分の計算に関すること（計算の方法、対象範囲等）	各事務所・支所
	・共同住宅・複合建築物（住宅）の申請に関すること（省エネ適判の要否等） ・共同住宅の計算に関すること（計算の方法、対象範囲等） ・コース2（※）に関すること	評価業務課
	・非住宅・複合建築物（非住宅）の申請に関すること（省エネ適判の要否等） ・非住宅部分の計算に関すること（計算の方法、対象範囲等）	省エネ課

※コース2…省エネ適合性判定と設計住宅性能評価等を併せて同一機関に申請をし、省エネ適合性判定に必要な書類の大半を省略（審査、添付図書の合理化）することをいいます。



用語の定義

「併用住宅」…………… 非住宅部分及び戸建住宅部分を有する建築物
「複合建築物」…………… 非住宅部分及び集合住宅部分を有する建築物
「複数用途建築物」… 複数の建築物用途（例：事務所、店舗など）が混在する建築物

各事務所・支所の問い合わせフォーム https://form.shizuoka-kjm.or.jp/kenchiku-q 	評価業務課の問い合わせフォーム https://form.shizuoka-kjm.or.jp/hyouka-q 	省エネ課の問い合わせフォーム https://form.shizuoka-kjm.or.jp/syoene-q 
--	--	---

木造建築物の耐久性に係る評価の業務を開始しました

木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドラインに基づき、木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の申請受付を開始しました。概要は以下の通りです。

目的	● 木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準や枠組みを示すことで、第三者評価をしやすくする。 ● 建築事業者や建築主と金融、会計、投資分野とが相互に連携しながら本ガイドラインに基づく取組を促進する。 ● 資産価値の可視化を通じた木造建築物の普及と市場価値の向上に寄与する。
評価対象	新築の 木造 （混構造を含む。）の 非住宅 建築物 ※木造住宅（共同住宅を含む）については、住宅性能表示制度により評価
評価の方法	平面図や断面図、仕様書（仕上げ表）等の 設計図書 に必要事項を明示し、その内容を 当センターが審査 します。
評価の考え方	木造建築物の耐久性に関しては、①構造躯体の内部への 雨水の浸入の防止 、②雨水の浸入があった場合の 速やかな排出 、③雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体への 防腐・防蟻処理 が重要です。 <u>これらの措置が適切に講じられている</u> ことをもって、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下で 50年以上、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な措置 が講じられていることを確認します。

詳細は国土交通省のホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000113.html



設計住宅性能評価・長期使用構造等の確認等の申請書様式が一部新しくなりました

法改正にともない、住宅性能評価、及び長期使用構造等の確認について、委任状及び設計内容説明書の申請書様式が改正されました。また、BELS評価、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査の申請書についても様式が新しくなりましたので最新の様式を使用してくださいますようお願いします。

■省エネ適判を省略する場合、及び省エネ適判に係る添付図書の合理化する場合において、設計住宅性能評価、又は長期使用構造等の確認の申請に要した図書及び書類を利用することにあらかじめ同意する旨を追加した『委任状兼同意書』を使用してください。

委任状 兼 同意書	
私は、_____を代理人と定め、以下に関する申請手続き、契約手続き、提出図書の訂正及び交付される文書の変換を委任します。	
また、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターに対し、確認、計画通知、完了検査又は仮使用認定を申請する場合、同法人が指定確認検査機関業務において、設計住宅性能評価書の写し、長期確認書の写し及びこれらの申請に要した図書及び書類を利用することにあらかじめ同意します。	
記	
委任をする業務	☐ 設計住宅性能評価（変更設計住宅性能評価を含む） ☐ 建設住宅性能評価（変更建設住宅性能評価を含む） ☐ 長期使用構造等確認 ☐ 軽微変更該当証明（長期使用構造等確認） ☐ その他（ ）
建築物の名称	
建設地（住居表示もしくは地名番）	
委任者	年 月 日
住 所：	

■構造の安定の耐震等級及び耐風等級を壁量計算で確認する場合、令和8年3月31日まで旧基準（令和7年3月31日以前の基準）が使用できます。どちらの基準に適合しているのか設計内容に経過措置適用の有無に関する記載が追加されました。

旧	設計内容説明欄		
	確認項目	項目	設計内容
新	構造躯体及び基礎等	地震力及び風圧力	☐ 壁量計算による（階数が2以下の木造の建築物における基準） ☐ PV(太陽光発電設備)等を設置する（長期使用構造等併用） ☐ 許容応力度計算による（ルート1） ☐ その他（ ）
		基礎	☐ 建築基準法の規定による

長期優良住宅の増改築認定・既存認定の基準が引き上げられました

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、長期優良住宅の省エネ性能を高めるため、断熱等性能等級に加え、一次エネルギー消費量等級も求められることになりました。新築された時期により認定基準が異なりますのでご注意ください。

		住宅が新築された時期		
		～H21.6.3	H21.6.4～R4.9.30	R4.10.1～
新築認定			【住宅全体】 断熱等等級4 ^{※1}	【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネ消費等級6
既存認定 （新築時に認定を受けず、その後に認定を取得する場合）		【住宅全体】 断熱等等級4（結露防止対策を除く） +一次エネ消費等級4	【住宅全体】 断熱等等級4+一次エネ消費等級4	
増改築を行った住宅	増改築認定 （増改築時に認定を受ける場合）	【住宅全体】 断熱等等級4+一次エネ消費等級4 【増改築部】 断熱等等級5+一次エネ消費等級6		【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネ消費等級6
	既存認定（増改築後に認定を受ける場合）	R7.3.31までに増改築した住宅	【住宅全体】 断熱等等級4 ^{※2} +一次エネ消費等級4	【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネ消費等級6
		R7.4.1以降に増改築した住宅	【住宅全体】 断熱等等級4+一次エネ消費等級4 【増改築部】 断熱等等級5+一次エネ消費等級6	【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネ消費等級6

※1：平成27年3月31日までに新築された住宅にあっては省エネ対策等級4
※2：増改築をしない(していない)部分にあっては結露防止対策は要しない。

（出典：国土交通省ホームページ公開資料より抜粋）

【フラット35】の断熱構造等基準の廃止について

2025年4月よりすべての住宅に省エネ基準が適用されることに伴い、**2025年4月1日以後の着工分から、【フラット35】の断熱構造等基準が廃止されます。**

なお、2025年3月31日以前に着工または設計検査を申請している場合は、【フラット35】の断熱構造等基準が引き続き適用されます。

※【フラット35】S（省エネルギー性）及び【フラット35】S（ZEH）の基準に変更はありません。

表：適用される断熱構造等基準

融資種別	2025年3月31日以前に着工または設計検査を申請	2025年4月1日以後に着工
フラット35	以下のいずれかに適合 ①断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②建築物エネルギー消費性能基準及び結露防止に関する基準	－ （廃止）

Information 2025年4月～ 手数料を改定いたします

このたび、2025年4月1日の建築基準法及び建築物省エネ法の改正法施行に伴う審査内容の大幅な増加、また近年の物価高による諸経費の上昇などの社会情勢を踏まえ、継続して安定した事業運営を行うため、2025年4月1日申請受付分から各業務手数料等を改定させていただきますこととなりました。

今後も更なるお客様へのサービス価値向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新手数料はHPをご覧ください。
<https://www.shizuoka-kjm.or.jp/pricelist/>

Information まちせんポイント サービス終了のお知らせ

誠に勝手ながら、2025年4月30日（水）をもちまして「まちセンポイント」のサービスを終了させていただくこととなりました。ご愛顧いただいておりますお客様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ポイント発行】 2025年4月30日（水）まで
【ポイント交換】 2025年9月30日（火）まで

詳細と交換はHPをご覧ください。
<https://www.shizuoka-kjm.or.jp/mpoint/>